

自動販売機設置業者入札参加募集要領

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団

自動販売機設置業者入札参加募集要領

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団（以下「財団」という。）が管理する施設の自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を募集しますので、本募集要領の内容を確認のうえ、お申し込みください。なお、設置業者の決定方法は入札で行います。

1 募集内容

(1) 設置施設

- ア 春日井市総合体育館（春日井市鷹来町4196番地3）
- イ 春日井市温水プール（春日井市南下原町2丁目4番地11）
- ウ 春日井市民球場（春日井市明知町463番地1）
- エ 春日井市朝宮公園（春日井市朝宮町4丁目1番地2）
- オ グリーンパレス春日井（春日井市東野町字落合池1番地2）
- カ 春日井市落合公園体育館（春日井市東野町字茨沢15番地5）

(2) 物件内容

ア 春日井市総合体育館

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 （缶、ペットボトル）	1階 正面階段裏	No.1	4,857本 676,750円	4,584本 675,300円	5,647本 870,990円	
		No.2	7,227本 1,089,490円	7,774本 1,240,990円	7,735本 1,260,590円	
		No.3	7,254本 983,250円	8,091本 1,152,570円	8,031本 1,198,800円	
		No.4	3,842本 461,040円	4,728本 582,540円	4,965本 613,560円	
		No.5	2,854個 277,410円	4,485個 436,440円	4,368個 456,500円	4ページ ※1参照
	1階談話室	No.6	3,288本 455,950円	3,356本 495,840円	3,229本 496,100円	
		No.7	3,593本 491,370円	4,948本 726,620円	5,018本 750,160円	
		No.9	1,633本 195,960円	2,416本 299,850円	2,216本 276,390円	
	運動広場 西側（屋外）	No.12	2,354本 343,120円	2,532本 392,820円	2,607本 410,600円	
清涼飲料水 （カップ式）	1階談話室	No.11	2,680個 261,380円	2,978個 289,570円	3,573個 374,160円	
アイスクリーム	1階談話室	No.8	2,588個 431,680円	3,105個 578,640円	3,174個 603,320円	
冷凍食品	1階談話室	No.10	612個 258,350円	841個 344,930円	872個 338,430円	

イ 春日井市温水プール

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	1階	No.13	3,648本 506,830円	5,277本 775,030円	5,892本 895,130円	
		No.14	3,940本 578,080円	4,297本 688,330円	4,275本 693,720円	
		No.15	3,715本 445,800円	4,490本 551,520円	4,726本 585,270円	
	2階	No.19	5,228本 671,850円	4,520本 633,960円	3,946本 587,620円	
	駐輪場北側 (屋外)	No.20	5,987本 808,810円	6,592本 962,150円	6,211本 919,510円	
清涼飲料水（缶、 ペットボトル）ウーザーム	2階	—	2,228本 434,220円	2,523本 472,200円	2,129本 394,980円	8ページ ※3参照
清涼飲料水 (カップ式)	1階	—	2,830個 278,900円	4,993個 490,440円	4,826個 509,660円	7ページ ※2参照
アイスクリーム	1階	No.16	12,910個 2,022,980円	15,931個 2,774,060円	19,104個 3,453,290円	
		No.17	5,778個 962,410円	7,552個 1,417,450円	8,810個 1,678,070円	
冷凍食品	1階	No.18	1,438個 608,680円	2,040個 835,690円	2,118個 818,660円	

ウ 春日井市民球場

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	屋外通路 (更衣室前)	No.21	4,180本 583,040円	3,997本 591,500円	4,025本 599,860円	
		No.22	4,427本 655,730円	4,620本 733,440円	4,448本 704,480円	

エ 春日井市朝宮公園

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	総合管理棟 テラス	No.23	7,863本 1,108,920円	9,827本 1,464,250円	10,973本 1,642,340円	
		No.24	6,240本 834,170円	8,980本 1,237,880円	8,232本 1,160,220円	
		No.25	6,406本 852,720円	9,826本 1,451,390円	10,136本 1,529,550円	
	陸上競技場 メインスタ ンド裏	No.26	3,439本 475,720円	3,838本 570,020円	4,722本 715,260円	
		No.27	3,203本 432,630円	3,967本 579,270円	4,497本 672,300円	
	西側駐車場 (屋外)	No.28	15,185本 1,989,920円	11,674本 1,599,310円	10,625本 1,467,840円	
		No.29	7,341本 980,460円	6,683本 944,550円	5,368本 772,130円	
		No.30	5,979本 717,480円	6,795本 829,830円	6,635本 816,030円	
	遊具広場北 側	No.32	15,701本 2,197,190円	15,175本 2,228,370円	15,540本 2,300,370円	
		No.33	15,253本 2,070,050円	13,097本 1,969,230円	10,815本 1,653,630円	
アイスクリーム	遊具広場北 側	No.31	32,250個 4,031,510円	29,010個 4,228,430円	28,503個 4,318,620円	

オ グリーンパレス春日井

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	研修棟1階	No.34	8,839本 1,191,510円	10,417本 1,446,460円	9,894本 1,411,610円	
		No.35	9,312本 1,260,270円	9,700本 1,417,330円	10,851本 1,626,460円	
	宿泊棟1階 屋外軒下	No.37	9,880本 1,344,860円	7,955本 1,130,420円	6,816本 993,970円	
		No.38	9,623本 1,337,530円	9,103本 1,367,720円	8,743本 1,344,840円	
	宿泊棟2階	No.39	6,355本 890,910円	7,138本 1,066,230円	6,724本 1,011,960円	注)
		No.36	10,110個 1,610,100円	9,137個 1,633,650円	9,687個 1,757,150円	
アイスクリーム	宿泊棟1階 屋外軒下	No.36	10,110個 1,610,100円	9,137個 1,633,650円	9,687個 1,757,150円	

注) 上記のほか、当財団が関与しない自動販売機（清涼飲料水）が2階子ども屋内遊び場（ぐりんぐりん）内に2台設置されています。（子ども屋内遊び場利用者のみ利用可）

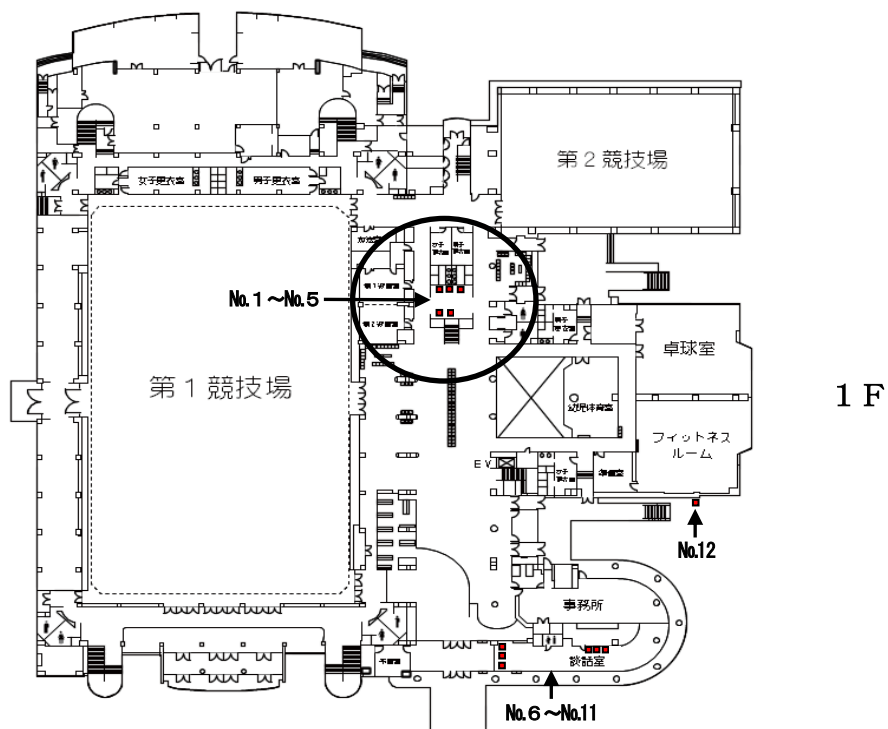
カ 春日井市落合公園体育館

品目	設置場所	物件 番号	販売実績（上段：売上本数、下段：売上金額）			備考
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	ホール	No.40	5,168本 721,470円	4,751本 708,960円	5,607本 868,960円	
		No.41	5,676本 844,070円	5,928本 928,630円	4,889本 779,090円	

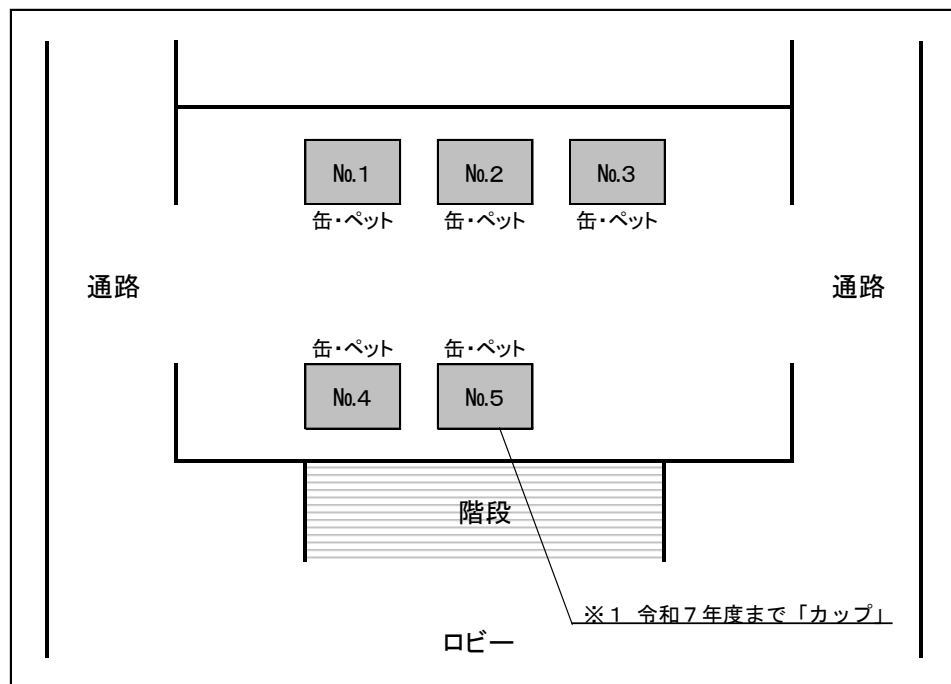
(3) 設置施設図面

ア 春日井市総合体育館（1階正面階段裏）

(ア) 施設全体図



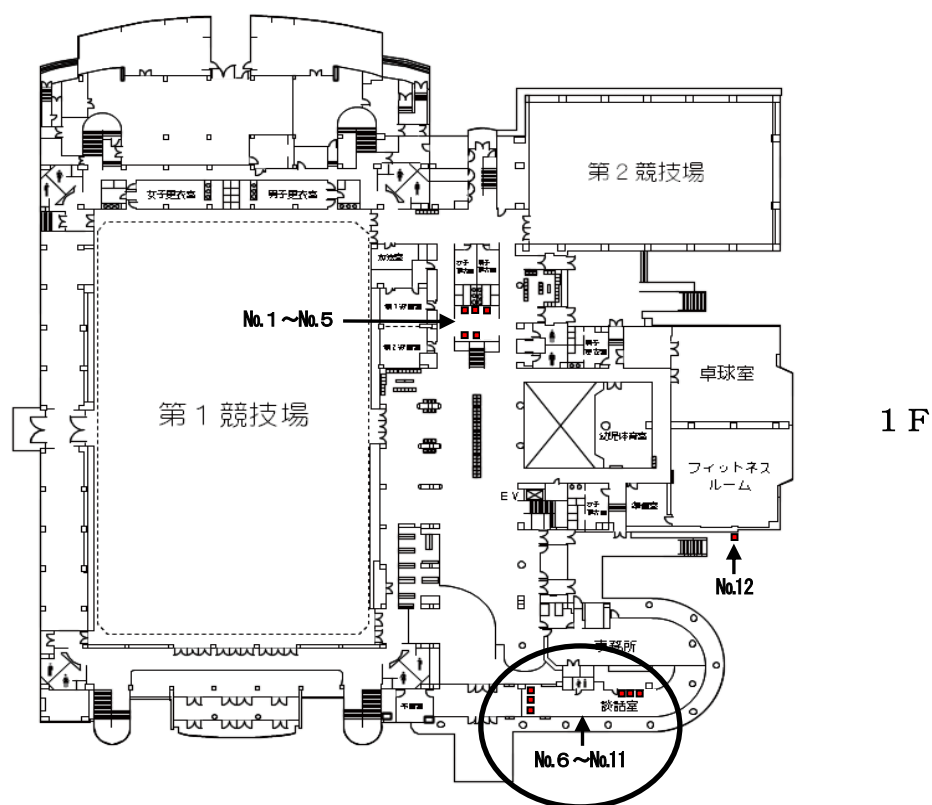
(イ) 詳細図



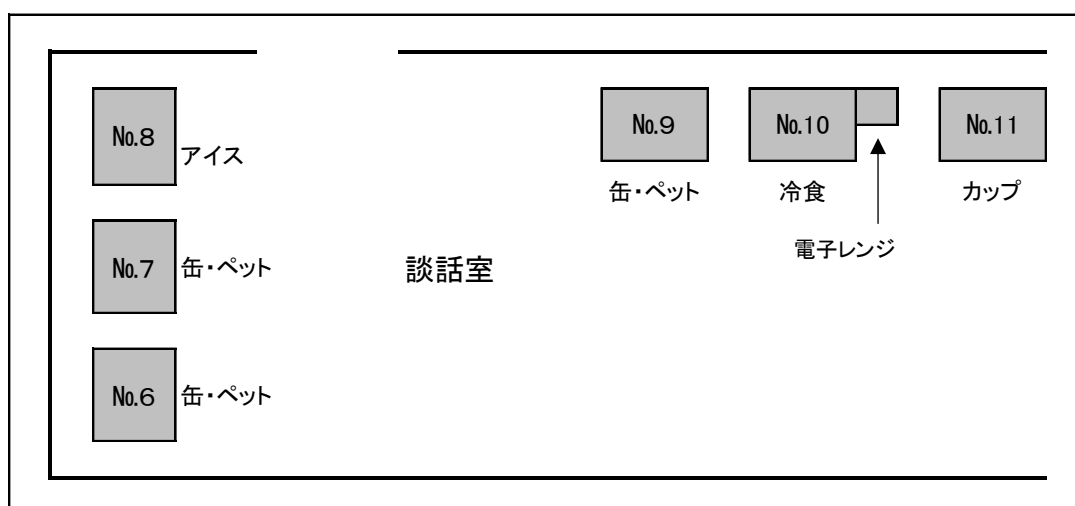
※ 令和8年9月初旬から令和8年10月初旬までの間、自動販売機の利用は休止となる予定です。(アジア競技大会関連)

イ 春日井市総合体育館（1階談話室）

(ア) 施設全体図



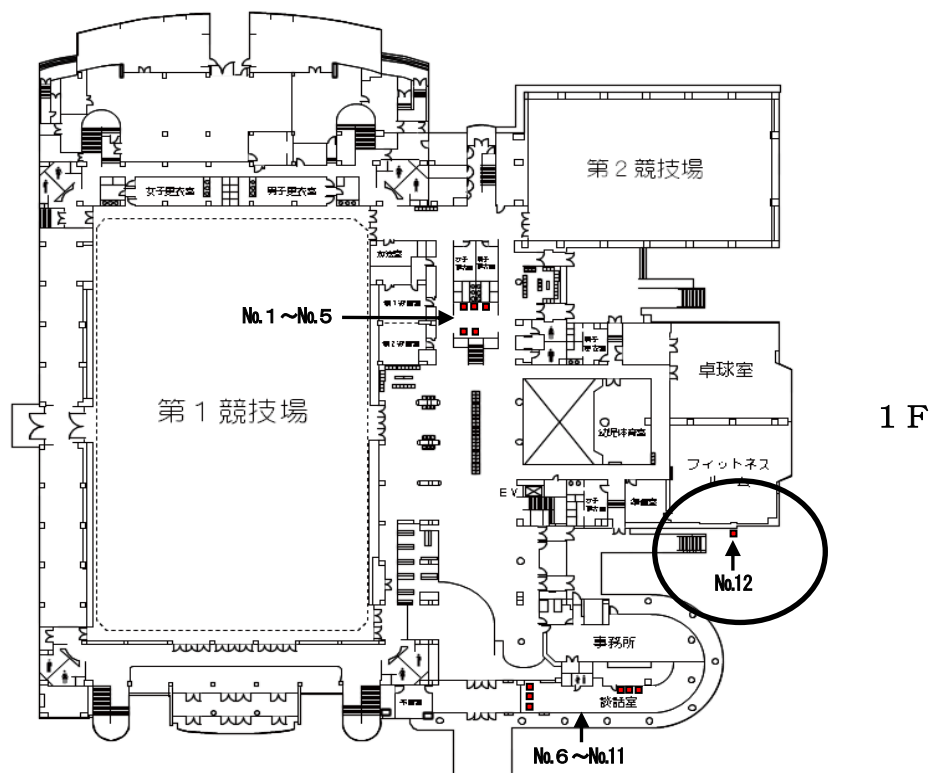
(イ) 詳細図



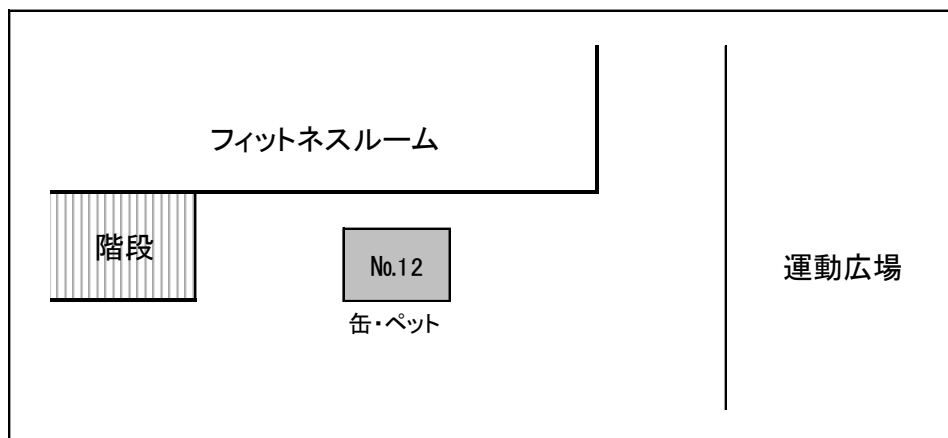
※ 令和8年9月初旬から令和8年10月初旬までの間、自動販売機の利用は休止となる予定です。（アジア競技大会関連）

ウ 春日井市総合体育館（運動広場西側（屋外））

(ア) 施設全体図



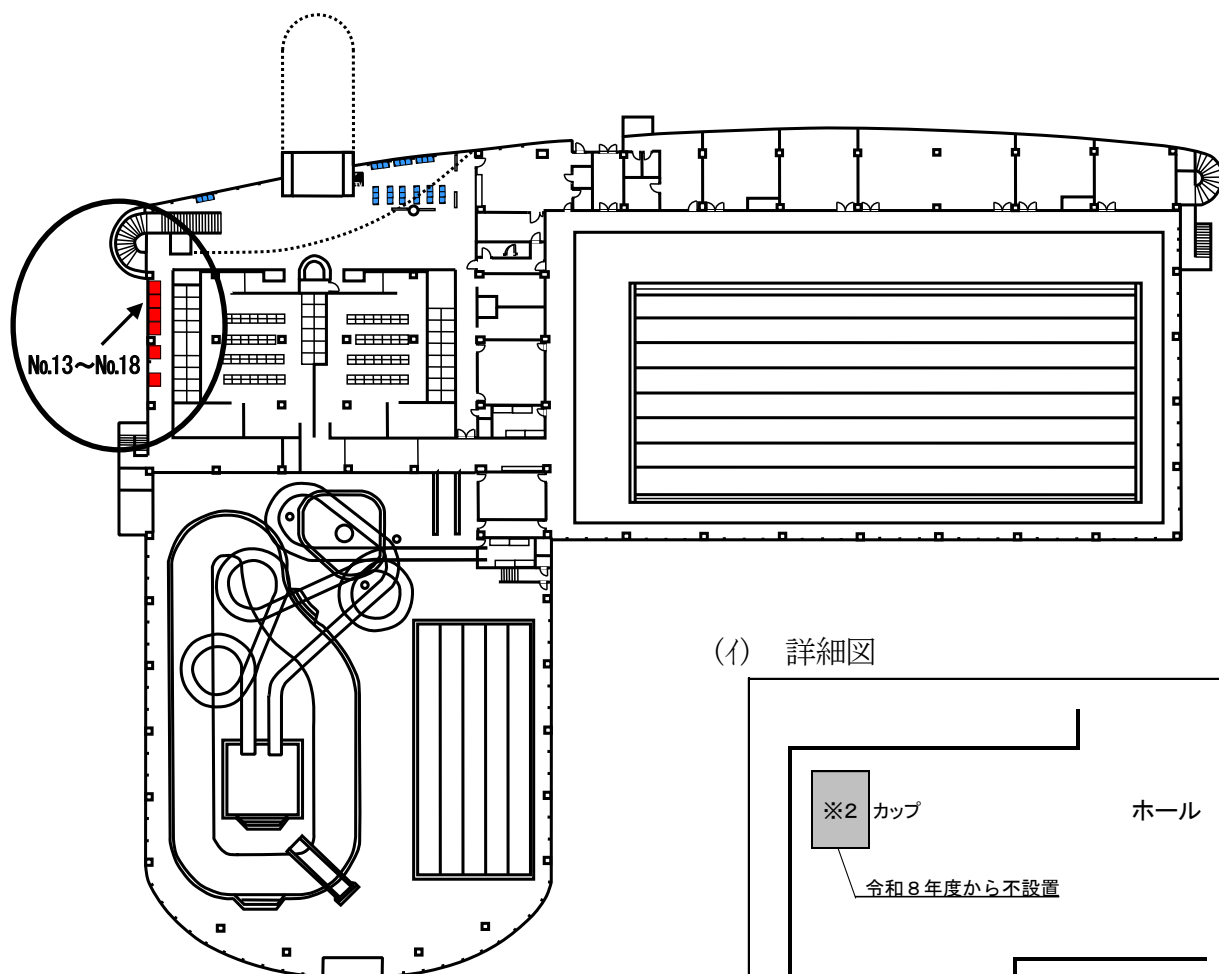
(イ) 詳細図



※ 令和8年9月初旬から令和8年10月初旬までの間、自動販売機の利用は休止となる予定です。（アジア競技大会関連）

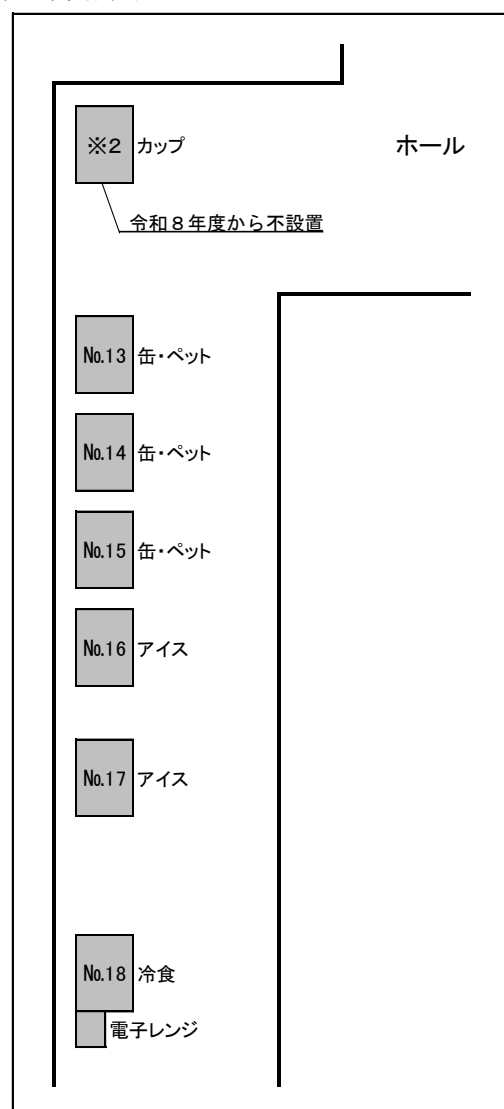
エ 春日井市温水プール（1階）

(ア) 施設全体図



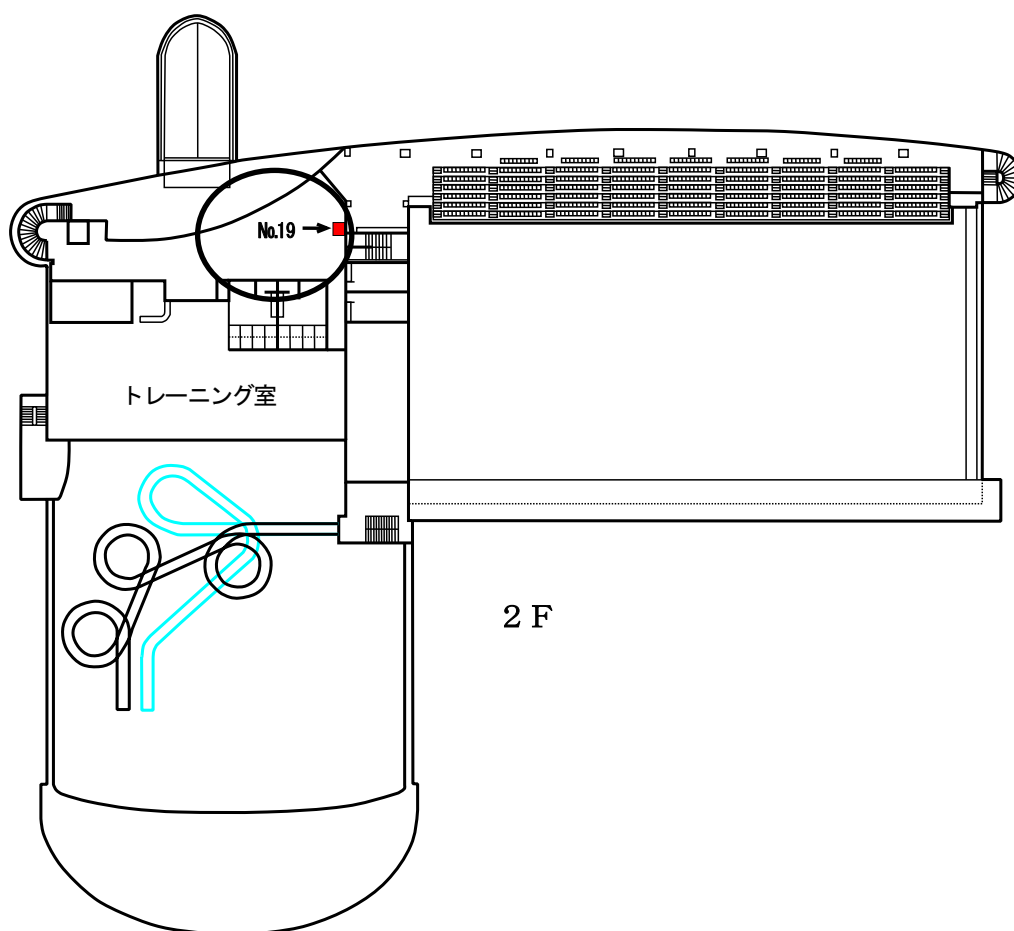
1 F

(イ) 詳細図

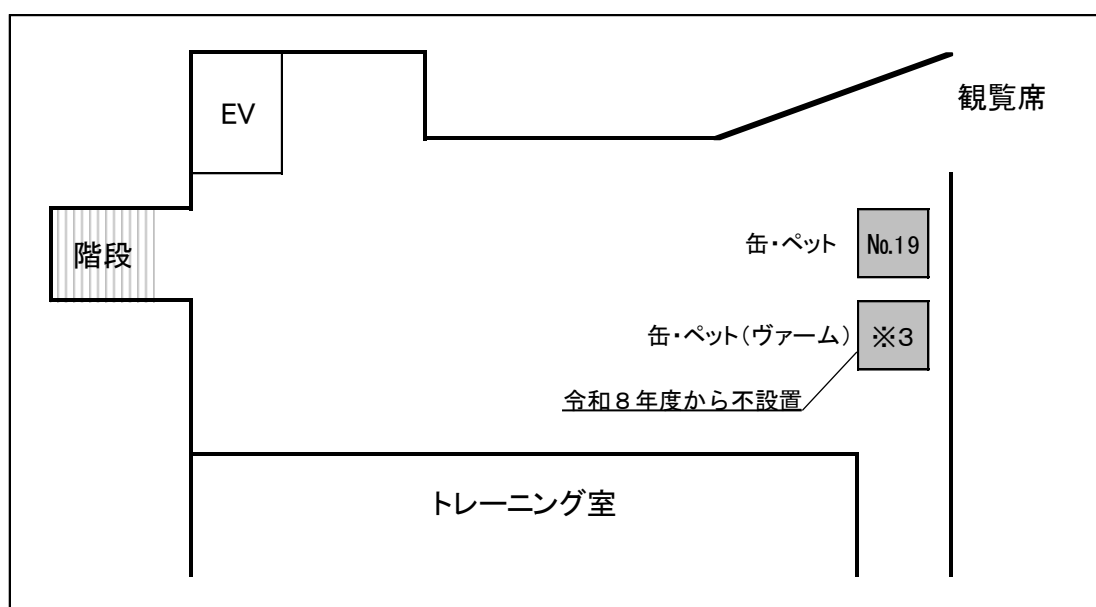


オ 春日井市温水プール（2階）

(ア) 施設全体図

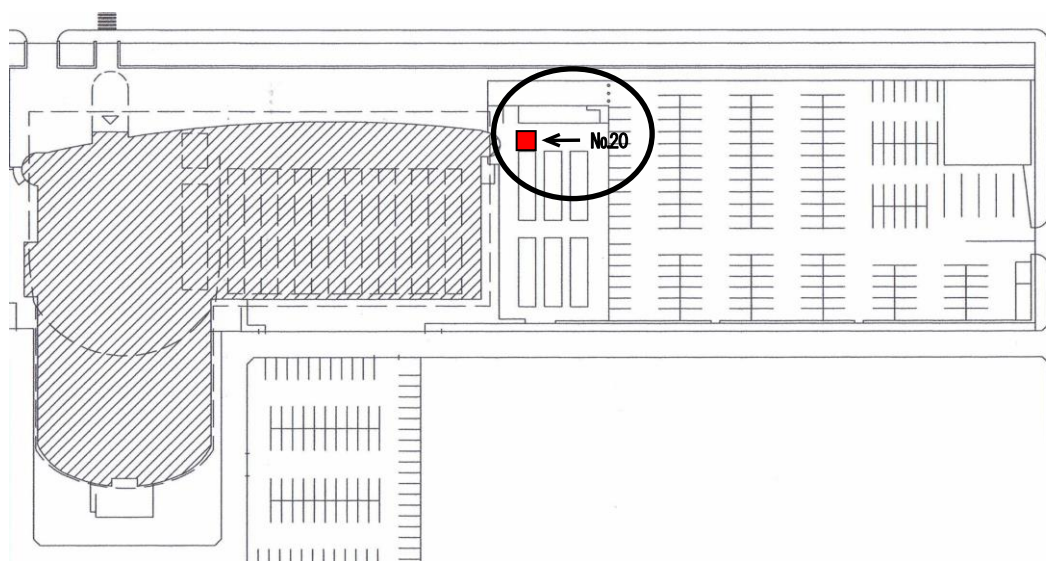


(イ) 詳細図

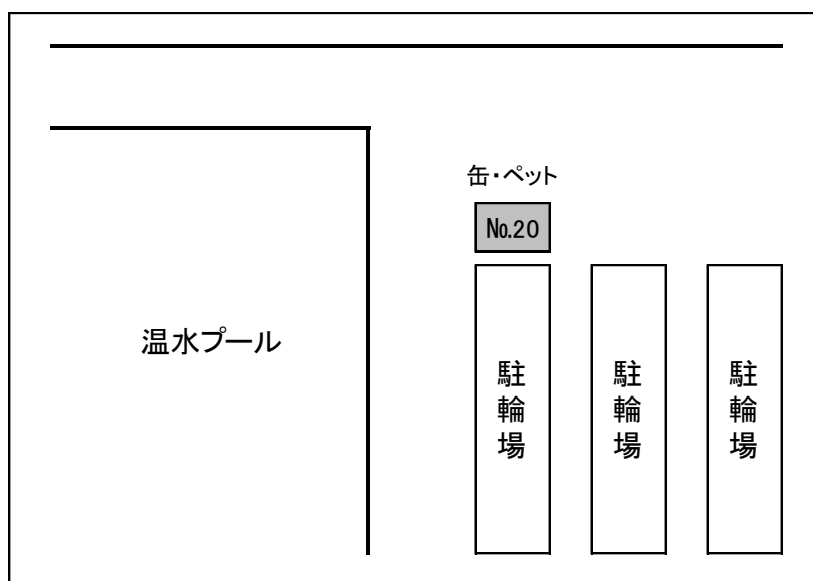


カ 春日井市温水プール（駐輪場北側（屋外））

(ア) 施設全体図



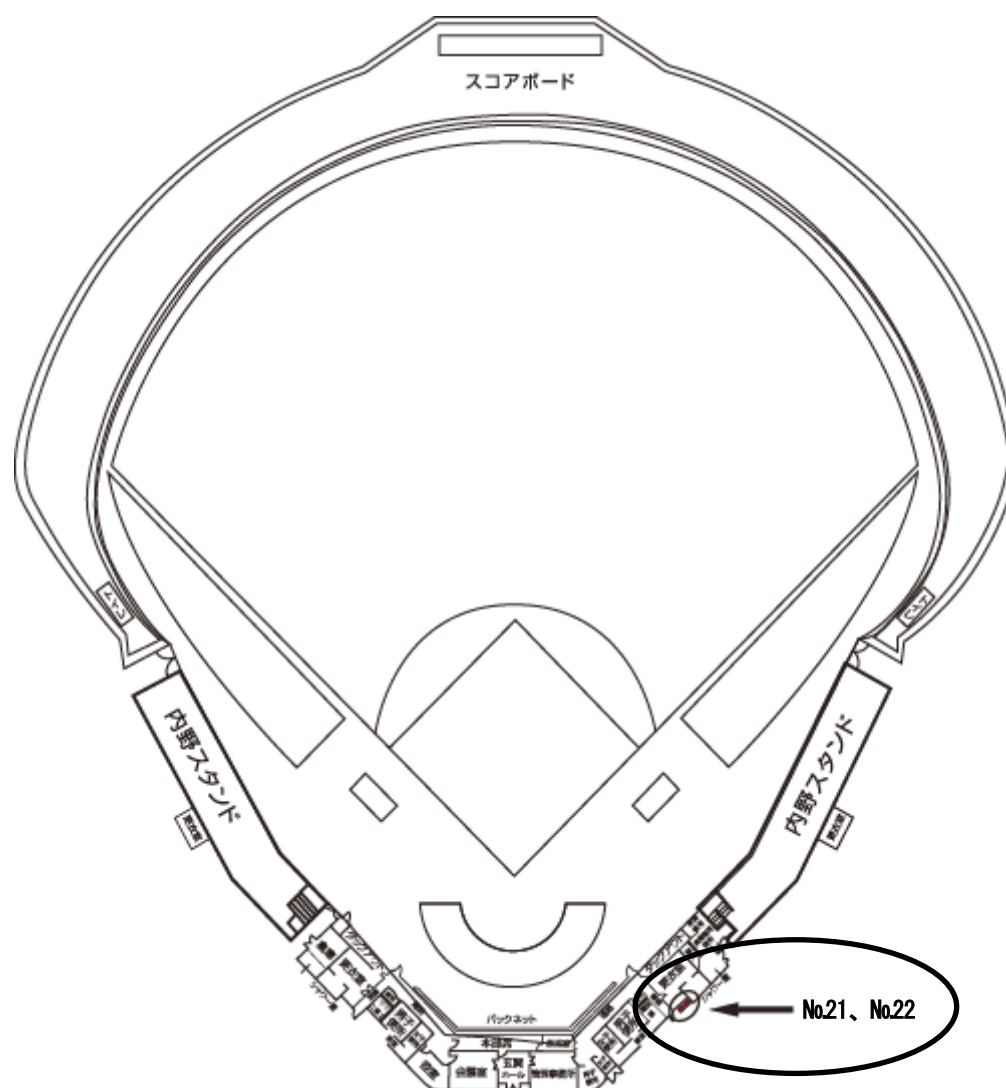
(イ) 詳細図



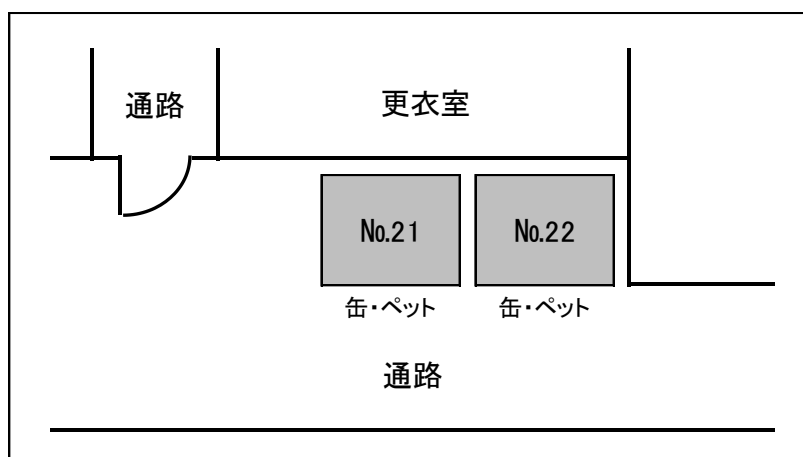
※ 令和8年9月初旬から令和8年10月初旬までの間、自動販売機の利用は休止となる予定です。（アジア競技大会関連）

キ 春日井市民球場（屋外通路（更衣室前））

(ア) 施設全体図

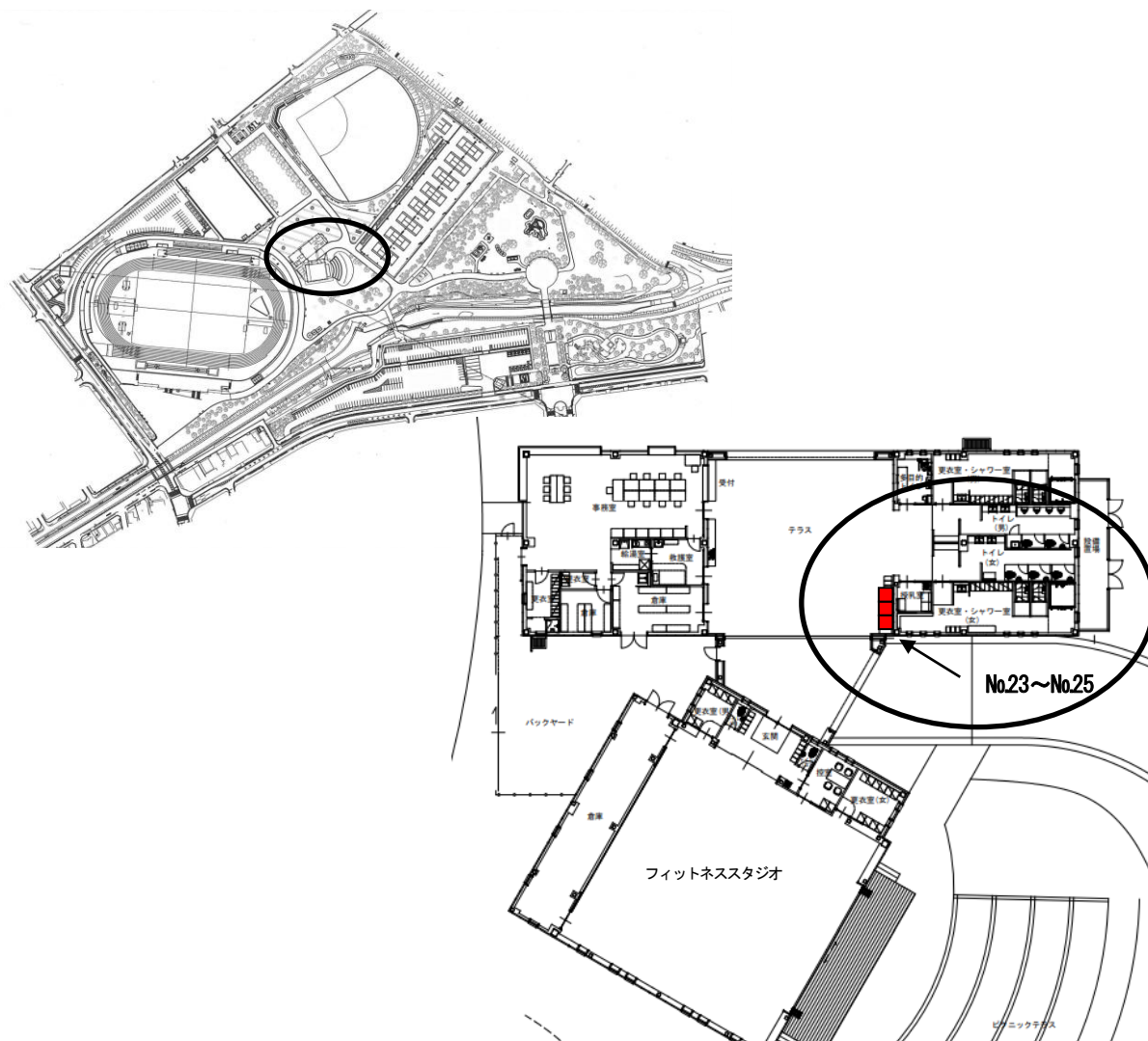


(イ) 詳細図

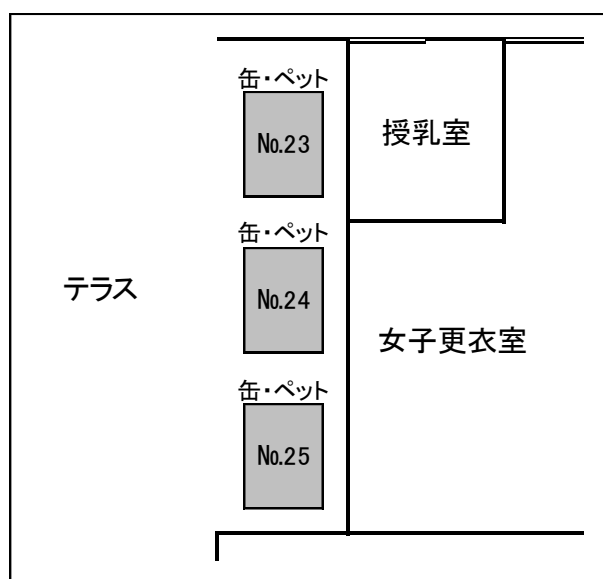


ク 春日井市朝宮公園（総合管理棟テラス）

(ア) 施設全体図

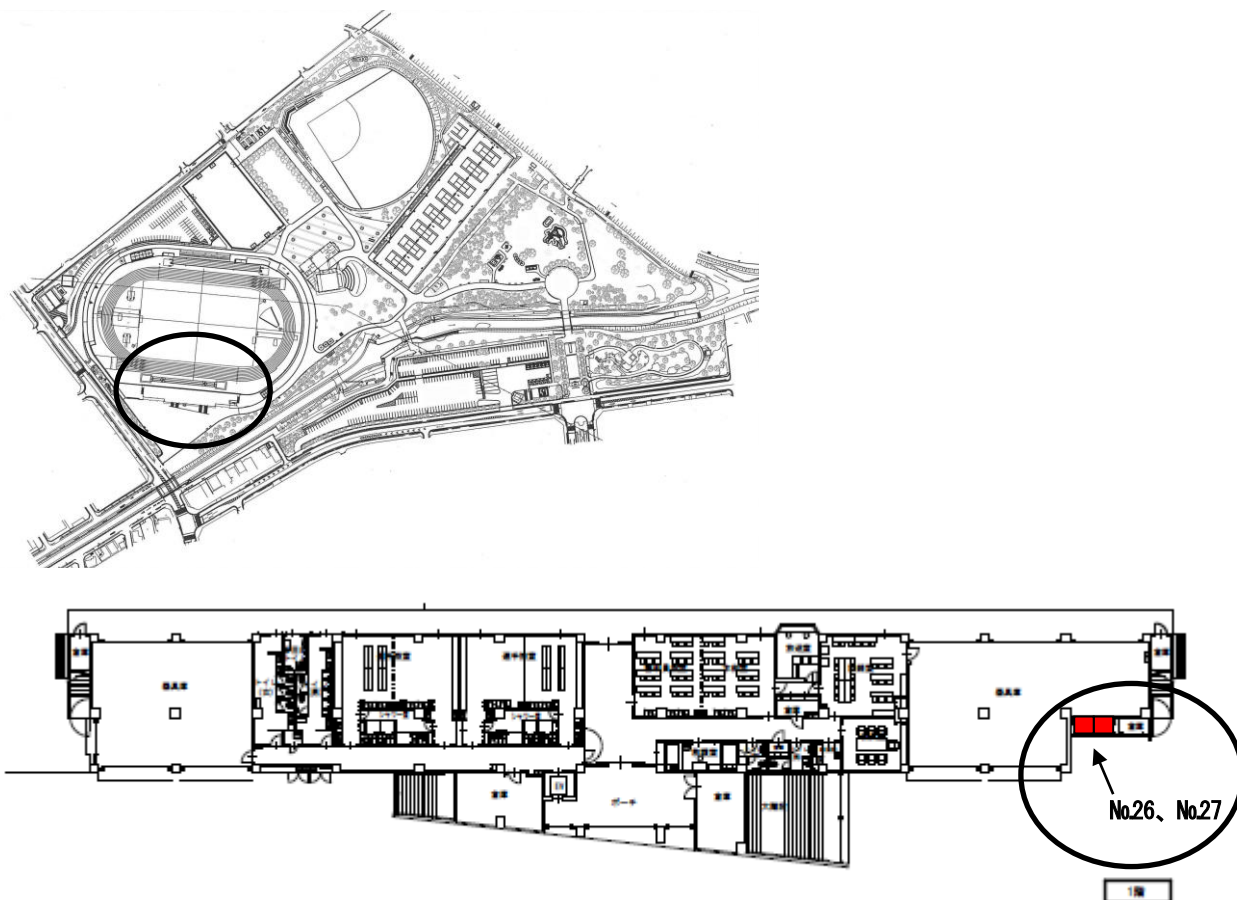


(イ) 詳細図

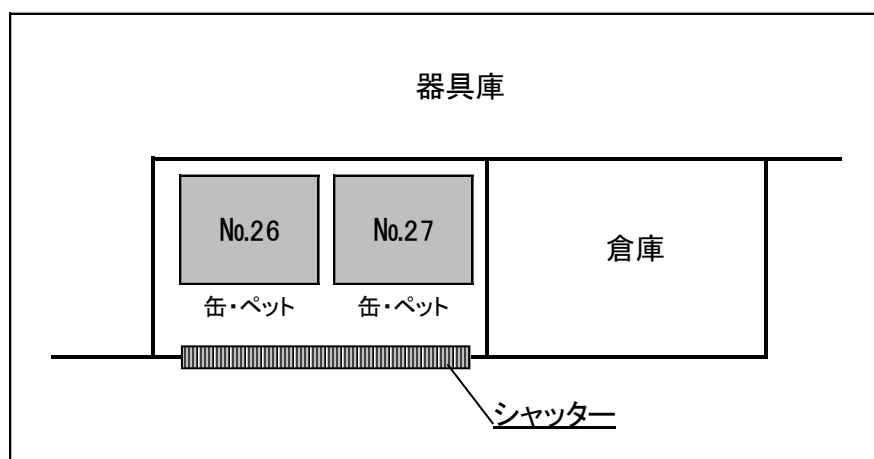


ケ 春日井市朝宮公園（陸上競技場メインスタンド裏）

(ア) 施設全体図



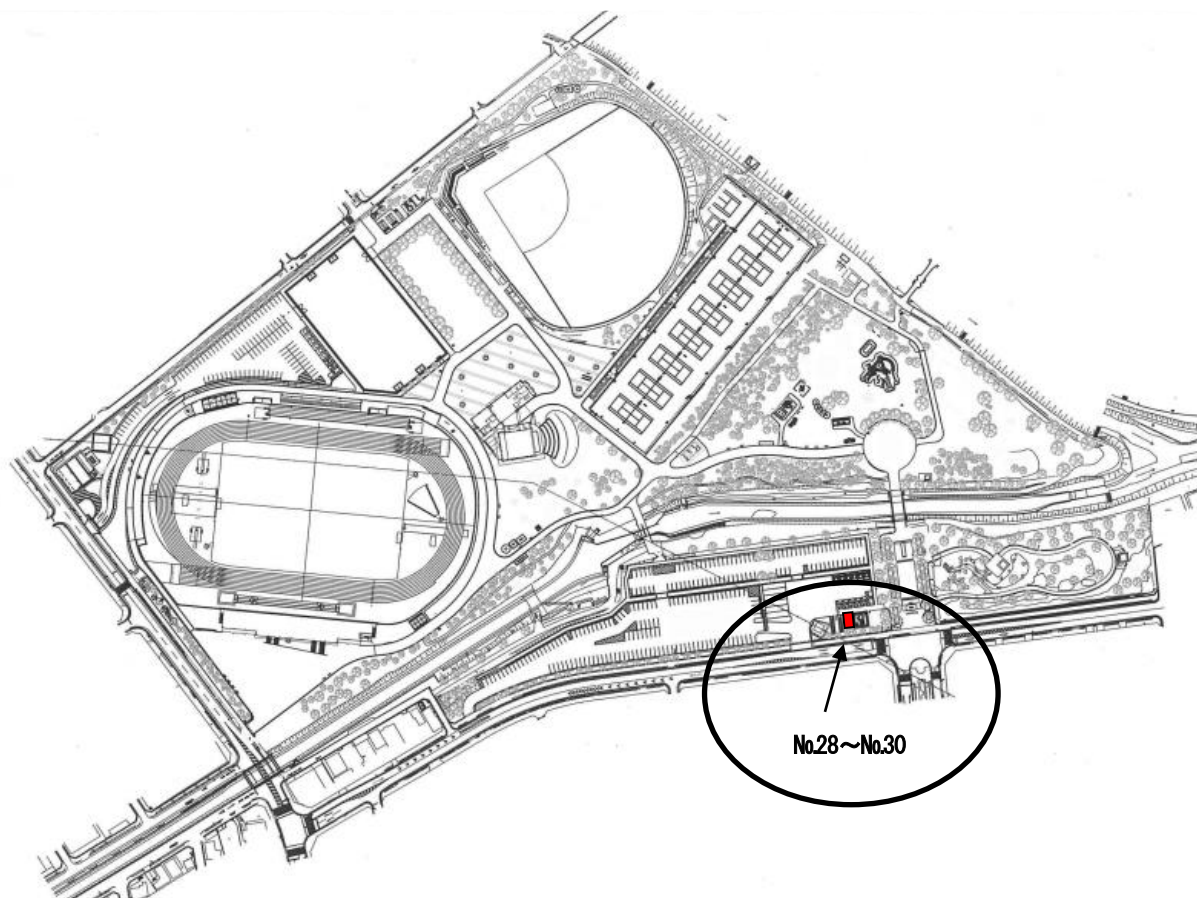
(イ) 詳細図



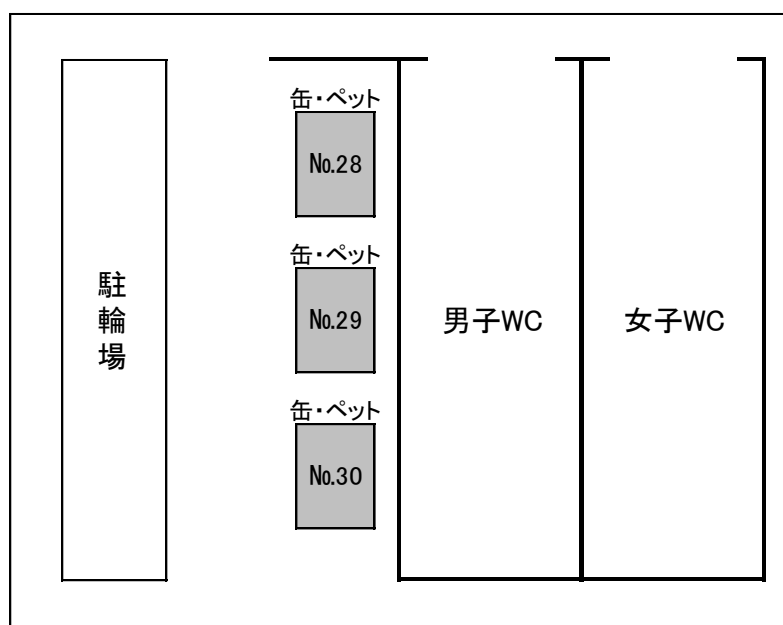
※ 施設開場日は午前6時30分から午後9時30分までの間、シャッターを開けます。
休場日も午前6時30分から午後7時30分までの間は、シャッターを開けます。

コ 春日井市朝宮公園（西側駐車場（屋外））

(ア) 施設全体図

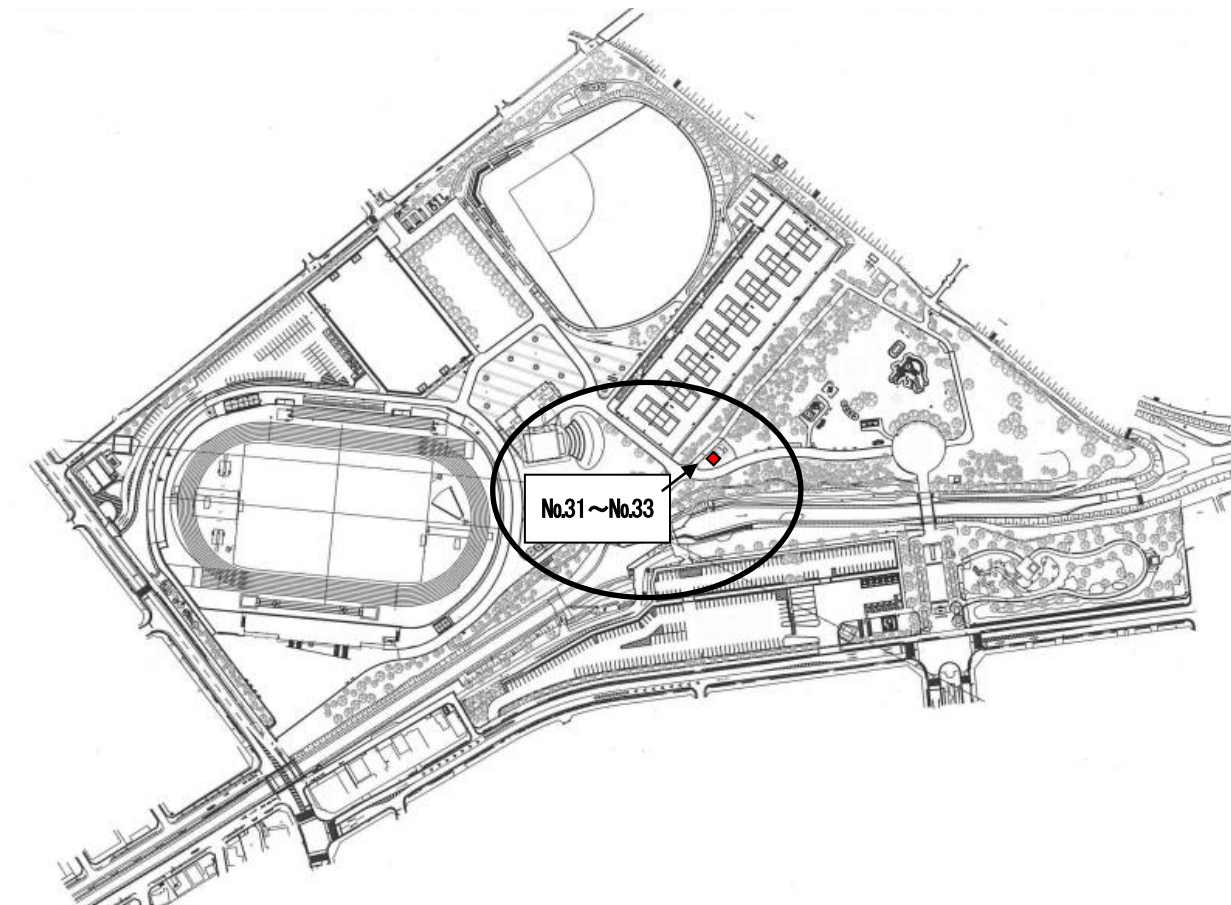


(イ) 詳細図

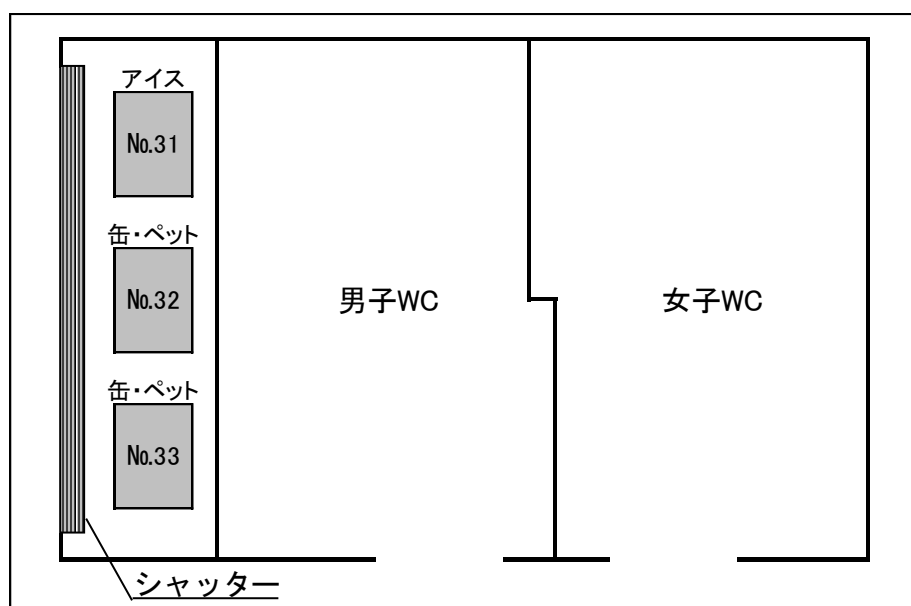


サ 春日井市朝宮公園（遊具広場北側）

(ア) 施設全体図



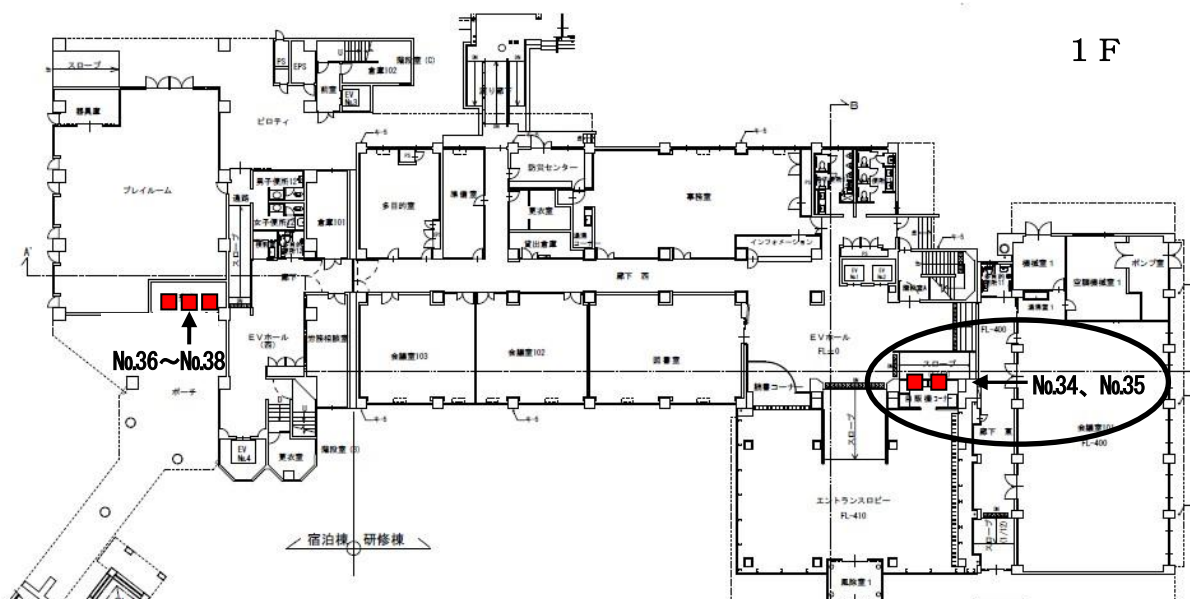
(イ) 詳細図



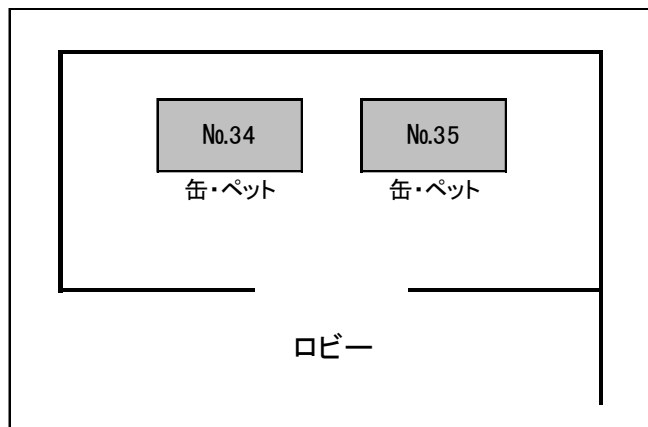
※ 午前6時から午後9時30分までの間、シャッターを開けます。

シ グリーンパレス春日井（研修棟1階）

(ア) 施設全体図

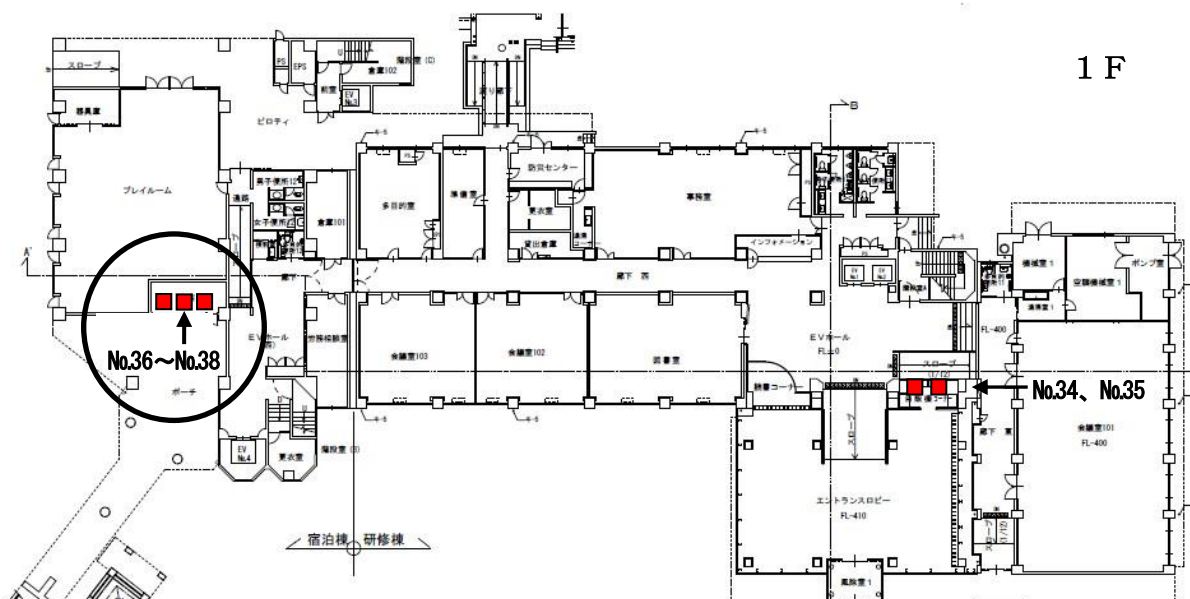


(イ) 詳細図

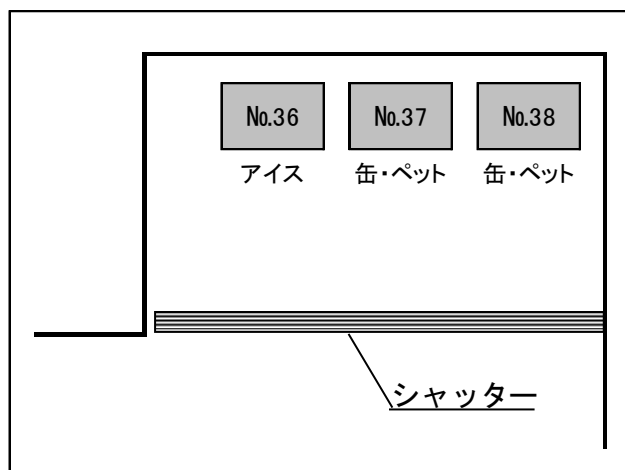


ス グリーンパレス春日井（宿泊棟1階 屋外軒下）

(ア) 施設全体図



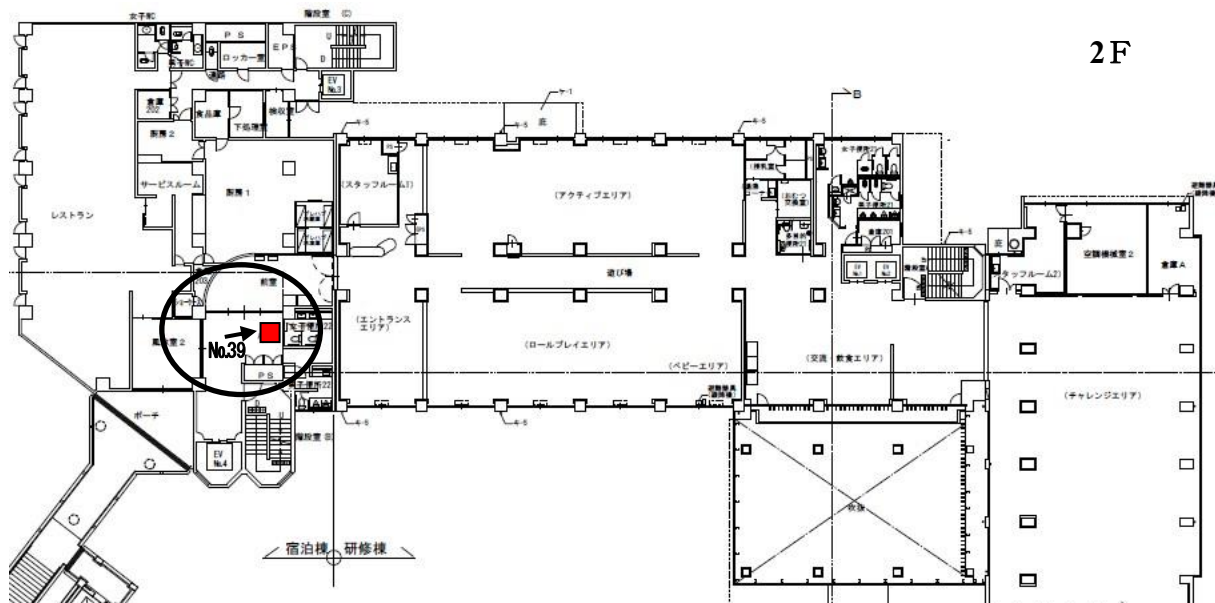
(イ) 詳細図



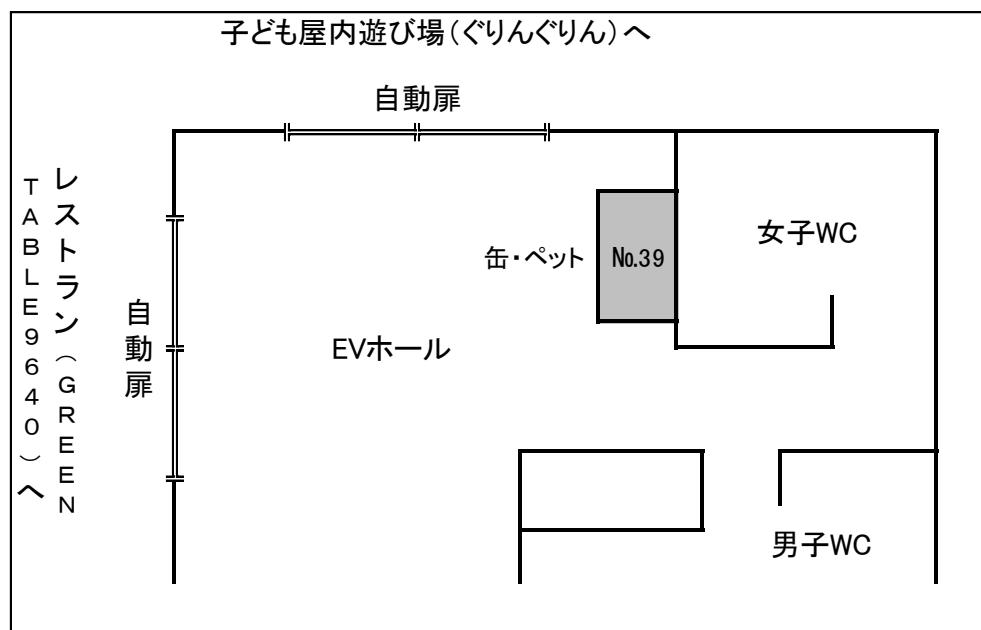
※ 午前6時から午後10時までの間、シャッターを開けます。

セ グリーンパレス春日井（宿泊棟2階）

(ア) 施設全体図



(イ) 詳細図



(ウ) 子ども屋内遊び場（ぐりんぐりん）概要

施設概要

区分	内容
所 在 地	グリーンパレス春日井 2 階
利用時間	午前 9 時から午後 6 時まで
休 場 日	月曜日（月曜日が国民の祝日にあたるときは、その直後の休日でない日）、年末年始（12／29～1／3）
内 容	チャレンジエリア、アクティブエリア、ロールプレイエリア、ベビーエリア、休憩エリア、授乳室、おむつ替えスペースなど
利 用 者	小学生以下の者及びその保護者（未就学児は保護者が同伴）

参考

春日井市ホームページ【市政情報＞施設案内＞子育て支援・教育＞ぐりんぐりん（子ども屋内遊び場）＞エリア・設備紹介】（ページ I D 1029943）

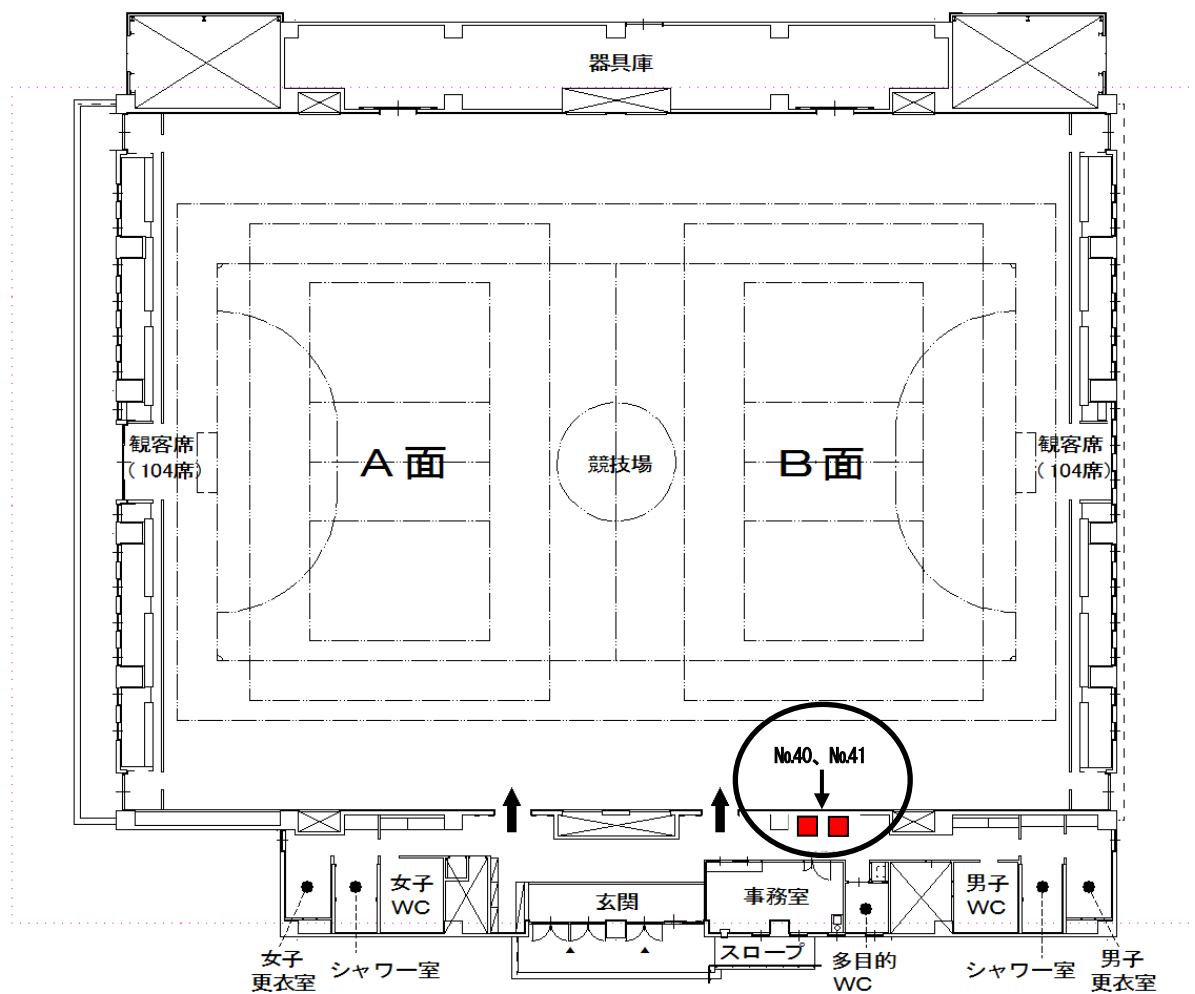
※ 休憩エリアに当財団が関与しない清涼飲料水の自動販売機が設置（2 台）されています。

利用人数

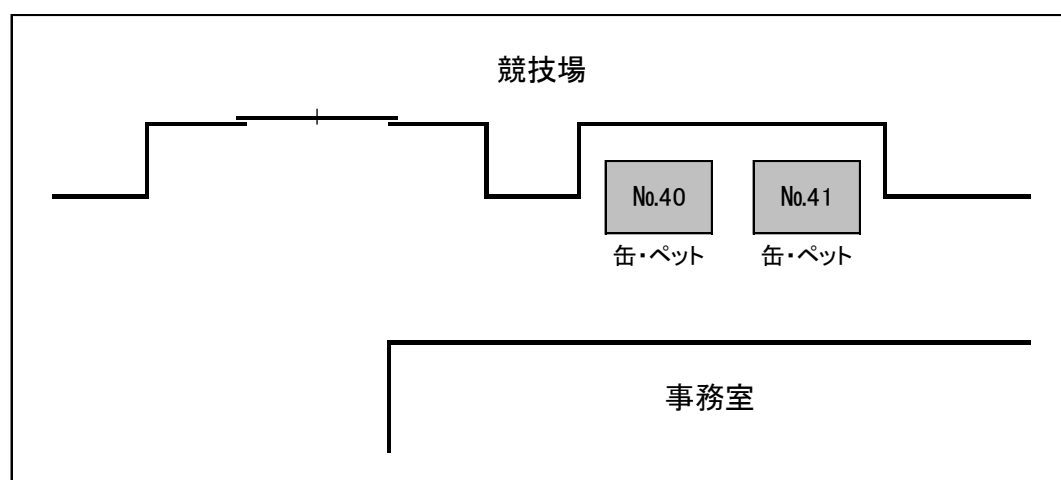
	利用人数
令和 4 年度	143,655 人
令和 5 年度	144,948 人
令和 6 年度	148,018 人

ソ 春日井市落合公園体育館（ホール）

(ア) 施設全体図



(イ) 詳細図



2 入札参加資格

- (1) 次のすべてに該当する個人又は法人は、入札に参加することができます。
 - ア 個人の場合は春日井市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店又は支店・営業所を有すること。
 - イ 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
 - オ 国税、愛知県税及び春日井市税の未納がないこと。
- (2) 次に該当する者は、入札に参加することができません。
 - ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する者（その事実があった後2年間とします。）
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (オ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
 - (キ) 公共の安全又は福祉を害するおそれのある団体に属する者

3 自動販売機の設置条件

- (1) 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。契約期間満了1か月前までに、双方のいずれかから特別の意思表示がない場合には、更に1年間自動更新する。ただし、契約の最終年月日は令和13年3月31日とする。

(2) 手数料

手数料は、自動販売機ごとの毎月の売上高（税込み）に入札により決定した手数料率を乗じた金額となります。（1円未満の端数が生じたときは、四捨五入）

(3) 設置及び運営に係る費用

ア 自動販売機の設置、移転、撤去等に要する費用は、設置業者が負担すること。

イ 電気配線、水道の配管等については、現状のものを使用し、それを変更する場合は、施設職員と協議のうえ、設置業者が負担すること。

ウ 運営に必要な電気及び水道料並びに設置場所に係る使用料は、原則として財団が負担する。

(4) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしているものとします。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。

ウ 設置場所ごとの外形寸法（別紙）を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

※ 外形寸法には放熱余地を含みます。

エ デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美でないこと。

オ 冷凍食品の自動販売機は、加熱（電子レンジ）機能を内蔵していること。なお、加熱（電子レンジ）機能を内蔵していない場合は、施設職員の指定する場所に盗難、落下等防止策を講じたうえ、設置業者が電子レンジを設置すること。

※ 電子レンジの仕様は、販売商品が収まる庫内容量を有し、利用者が簡単に操作できるとともに、600W以上で加熱する機能を備え、外形寸法は幅500mm×奥行き400mm×高さ300mmを超えないものとします。

(5) 売上報告

ア 自動販売機ごとに毎月の販売数量の実績及び販売手数料の額が明記された明細書（販売品目及び販売価格の種類別の明細）を作成し、手数料の振込日の1週間前までに報告すること。なお、販売数量の確認は、原則、施設職員の立ち会いのもと行

うこと。

※ 明細書は設置施設ごとに作成してください。

※ 販売実績は公表することがあります。

イ 毎月の手数料を財団の指定する口座に翌月の末日までに振り込みを行うこと。(振り込みに係る振込手数料は設置業者の負担とする。) また、複数の施設に設置の場合は、設置施設ごとに振り込みを行うこと。

(6) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。なお、回収ボックスは、デザインを考慮したものとし、設置場所、使用済み容器等の回収の方法等については、施設職員と協議すること。

ウ 自動販売機の照明等の点灯時間は、各施設で指定した時間帯に設定すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認するとともに、清掃を行うこと。

カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応すること。また、故障等の際には、速やかに専門の修理サービスマンにより即時対応すること。

キ 盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置業者の負担により速やかに復旧すること。

(7) 設置上の制限

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

イ 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設職員の指示に従うこと。

ウ 財団が指定する品目以外の販売を行わないこと。なお、商品の具体的な構成につ

いては落札決定後、事前に施設職員と協議を行うこと。

※ 同一設置場所内に同一品目の自動販売機が2台以上ある場合で、他の自動販売機の取り扱いメーカーの商品と重複することが生じるときは、施設職員と設置業者の間に調整することがあります。

※ 商品の具体的な構成には、別紙に記載の種類の商品を必ず入れること。

エ 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を参考にするとともに、建物内の自動販売機の販売価格と均衡がとれ、かつ安価な価格で販売すること。

(8) 原状回復

設置業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を財団に請求することができません。

4 入札参加申込方法

(1) 申込期間

令和7年10月29日(水)から令和7年11月12日(水)まで 午前9時から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 庶務課

住所 春日井市東野町字落合池1番地2

グリーンパレス春日井1階

電話 (0568)85-4320

(3) 提出書類

提出書類	法人	個人	備考
競争入札参加申込書（様式1）	○	○	
誓約書（様式2）	○	○	
設置実績報告書（様式3）	○	○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	—	発行日から3か月以内のもの
住民票の写し又は登録原票記載事項証明書（個人番号が記載されていないもの）	—	○	発行日から3か月以内のもの
国税 「法人税と消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納の税額がないことの証明）	○	—	所管税務署が発行する納税証明書
国税 「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納の税額がないことの証明）	—	○	所管税務署が発行する納税証明書
愛知県税「法人県民税、法人事業税・地方法人特別税、自動車税」の納税証明書（未納のないことの証明）	○	—	愛知県の県税事務所が発行する納税証明書
愛知県税「個人事業税及び自動車税」の納税証明書（未納のないことの証明）	—	○	愛知県の県税事務所が発行する納税証明書
春日井市税 納税証明書（滞納がないことの証明）	○	○	春日井市の収納課が発行する納税証明書 ※該当する場合（市内に事務所等を有する場合）
会社概要のパンフレット等	○	—	
自動販売機の取扱機種及び商品のカタログ並びに販売価格を明記した書面	○	○	各4部

※ 提出された書類の個人情報は、本自動販売機設置業者入札参加募集に係る事務で利用する以外に利用又は提供することはありません。

(4) 注意事項

ア 申し込みは、法人又は個人につき1件のみです。同一店舗又は同一経営者（営業所等单位）での複数の申し込みはできません。

イ 入札及び契約は、申込者名義で行います。

ウ 郵送での受付は行いませんので、直接持参するようにしてください。

5 入札参加業者の決定

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を入札参加業者と決定します。申込期間終了後、審査結果を通知します。なお、令和13年3月31日までの間に自動販売機の入替等により新たに自動販売機の設置が必要となった場合には、原則として今回決定した入札参加業者から設置業者の選考を行います。

6 設置業者の決定

(1) 入札日時

令和7年12月19日（金） 午後1時30分から

(2) 入札場所

春日井市総合体育館 2階 大会議室

(3) 入札方法

ア 入札は競争入札とし、上記審査において認定された者を対象に、財団が指定する入札順序に従い入札を行います。

イ 入札は、複数の品目において参加することも可能です。ただし、設置場所内に同一品目の自動販売機が2台以上ある場合は、1者（社）1台のみの落札とします。

（表1参照）

ウ 最高の手数料率を入札した者を設置業者とします。その際、最高の手数料率の入札が2者（社）以上ある場合は、くじにより決定します。なお、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。

エ 入札者が1者（社）の場合も入札を実施します。

オ 入札参加者及び入札申込者数の事前公表はいたしません。

カ 郵送での入札参加はできません。

表1 設置場所内に同一品目の自動販売機が2台以上ある場合の例

入札 順序	施設名	設置場所	品目	物件 番号	入札参加
1	春日井市 総合体育館	1階 正面階段裏	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.1	参加（不落札）
2				No.2	参加（落札）
3				No.3	以降参加できません。
4				No.4	↓
5				No.5	
6	春日井市 総合体育館	1階 談話室	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.6	参加（不落札）
7				No.7	参加（落札）
8				No.9	参加できません。

(4) 入札の無効

ア 競争入札参加申込をしていない者のした入札

イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者のした入札

ウ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 入札書の手数料率、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの

カ 入札書の手数料率の表示を訂正したもの

キ 虚偽の事実を記載した者のした入札

ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札

(5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

7 入札保証金

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団経理規程第43条第2号の規定により免除

8 契約の締結

(1) 契約は財団が指定する様式の契約書で行います。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

9 契約保証金

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団経理規程第44条第2号の規定により免除

10 その他

(1) 落札者は、施設職員と設置日等の打ち合わせを行い、契約開始日に販売を開始してください。

(2) 現在の設置状況については、各施設にて確認してください。

ア 春日井市総合体育館	電話(0568)84-7101
イ 春日井市温水プール	電話(0568)56-2277
ウ 春日井市民球場	電話(0568)84-7101 (春日井市総合体育館)
エ 春日井市朝宮公園	電話(0568)84-4991
オ グリーンパレス春日井	電話(0568)84-0381
カ 春日井市落合公園体育館	電話(0568)84-0381 (グリーンパレス春日井)

11 参考

(1) 施設利用人数

施設名	利用人数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
春日井市総合体育館	229,753 人	250,179 人	255,701 人
春日井市温水プール	191,571 人	246,578 人	258,507 人
春日井市民球場	24,712 人	27,432 人	27,829 人
春日井市朝宮公園	※1 106,631 人	※3 158,420 人	※5 166,529 人
グリーンパレス春日井	149,398 人	※4 165,967 人	175,763 人
春日井市落合公園体育館	※2 38,964 人	45,277 人	49,955 人

※1 多目的広場は、7月1日から供用開始。野球場は改修工事のため、5月10日から3月25日までの期間閉鎖。テニスコートは改修工事のため、令和3年11月2日から令和5年3月25日までの期間閉鎖。

※2 照明LED化工事のため、1月19日から1月23日までの期間閉鎖。

※3 陸上競技場は、投てき対応人工芝保守点検のため、1月16日から1月26日までの期間の内、7日間閉鎖。多目的広場は、防球ネット増設工事及び人工芝保守点検のため、1月30日から2月12日までの期間の内、11日間閉鎖。テニスコートは、砂入り人工芝保守点検のため、1月31日は閉鎖。

※4 テニスコートは、照明 LED 化工事のため、9月12日から9月18日まで及び10月23日から10月31日まで並びに人工芝張替工事のため、11月20日から12月8日までの期間閉鎖。

※5 陸上競技場は、投てき対応人工芝保守点検のため、1月21日から1月23日までの期間一部閉鎖。多目的広場は、人工芝保守点検のため、1月21日から1月24日までの期間閉鎖。野球場は、芝生エアレーションのため、5月8日から5月17日まで及び10月22日から11月1日までの期間閉鎖。テニスコートは、砂入り人工芝保守点検のため、1月15日から1月17日までの期間閉鎖。

(2) 施設開館時間等

施設名	開館（開場）時間		休館（休場）日	
春日井市 総合体育館	8：30～21：30		毎週月曜日 ※2 年末年始（12／29～1／3）	
春日井市 温水プール	8：30～21：30		毎週月曜日 ※2・3 年末年始（12／29～1／3）	
※1 春日井市民球場	5月1日～8月31日	8：00～18：30	年末年始（12／29～1／3）	
	1月4日～4月30日 9月1日～12月28日	8：50～16：40		
春日井市 朝宮公園 （公園部分は除く）	陸上競技場 多目的広場 フィットネススタジオ		毎週月曜日 ※2 年末年始（12／29～1／3）	
	野球場	5～8月		9：00～19：00
		9～4月		9：00～17：00
	テニスコート			9：00～21：00
グリーンパレス 春日井	6：30～21：30		毎月第2月曜日 ※2 年末年始（12／29～1／3）	
春日井市 落合公園体育館	8：30～21：00		毎月第2月曜日 ※2 年末年始（12／29～1／3）	

※1 春日井市民球場は、施設の利用時間を記載しています。

※2 月曜日が国民の祝日にあたるときは、その直後の休日でない日が休館日（休場日）となります。

※3 トレーニング室を除き、春日井市内の小中学校が夏休み期間となる月曜日は開場します。

12 問い合わせ先

〒486-0817

春日井市東野町字落合池 1 番地 2

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 庶務課

電話(0568)85-4320 FAX(0568)84-4722

<https://www.spofure-kasugai.or.jp/>

本募集要領及び様式は、財団ホームページにも掲載しています。

自動販売機寸法及び商品構成

1 自動販売機寸法

施設名	設置場所	物件番号	寸法
春日井市総合体育館	1 階正面階段裏	No. 1	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 2	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 3	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 4	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 5	幅1,100mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	1 階談話室	No. 6	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 7	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 8	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No. 9	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.10	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.11	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	運動広場西側（屋外）	No.12	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
春日井市温水プール	1 階	No.13	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.14	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.15	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.16	幅1,300mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.17	幅1,300mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.18	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	2 階	No.19	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	駐輪場北側（屋外）	No.20	幅1,400mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
春日井市民球場	屋外通路（更衣室前）	No.21	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.22	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
春日井市朝宮公園	総合管理棟テラス	No.23	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.24	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.25	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	陸上競技場メインスタンド裏	No.26	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.27	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	西側駐車場（屋外）	No.28	幅1,200mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm
		No.29	幅1,200mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm

	遊具広場北側	No.30	幅1,200mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm
		No.31	幅1,300mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.32	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.33	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
グリーンパレス春日井	研修棟 1 階	No.34	幅1,400mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm
		No.35	幅1,400mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm
	宿泊棟 1 階屋外軒下	No.36	幅1,000mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.37	幅1,350mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.38	幅1,350mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
	宿泊棟 2 階	No.39	幅1,400mm×奥行き 850mm×高さ1,850mm
春日井市落合公園体育館	ホール	No.40	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm
		No.41	幅1,200mm×奥行き1,000mm×高さ2,000mm

2 商品構成

施設名	品目	物件番号	種類
春日井市総合体育館	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.1～7、9、12	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類
	清涼飲料水 (カップ式)	No.11	ミル式コーヒー、レギュラーコーヒー、ジュース類
	アイスクリーム	No.8	8種類以上
	冷凍食品	No.10	5種類以上 フライドポテト、たこ焼きなど
春日井市温水プール	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.13～15、20	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類
		No.19	ヴァーム（2種類以上） 、スポーツドリンク、お茶、ミネラルウォーター、ジュース類
	アイスクリーム	No.16、17	8種類以上
	冷凍食品	No.18	5種類以上 フライドポテト、たこ焼きなど
春日井市民球場	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.21、22	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類
春日井市朝宮公園	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.23～30、32、33	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類
	アイスクリーム	No.31	8種類以上
グリーンパレス春日井	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.34、35、37～39	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類
	アイスクリーム	No.36	8種類以上
春日井市落合公園体育館	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)	No.40、41	お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、ジュース類